# 令和2年 第3回定例会 総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

#### 令和2年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録(第1日目)

# 

出席委員

 委員長河野龍二
 副委員長金子惠

 委員八木亮三
 委員内村博法

 委員安藤克彦
 西岡克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 青田浩二 参 事 森本陽子

説明のため出席した者

総務部長中嶋敏純

(契約管財課)

課 長和田 弘 係 長久原和彦

企画財政部長 森川寛子

(政策企画課)

課長 荒木隆 課長補佐 木戸武志

(財政課)

課 長 木 須 紀 彦 係 長 入 江 彩 子

(税務課)

課 長村田佳美 係 長原 雅美

係 長 荒木啓二

(収納推進課)

課 長藤崎隆行

建設産業部長 日名子 達 也

(土木管理課)

課 長山﨑 昇 課長補佐 田中廣幸

係 長 松 本 雄 輔 係 長 伊 藤 央

(産業振興課)

課 長川内佳代子 課長補佐 永野英明

主 任 藤 野 亮

住民福祉部長 栗山浩二

(住民環境課)

課長 中尾盛雄 課長補佐 長谷裕志

(こども政策課)

課長村田ゆかり 係長山口陽子

教育次長 山本昭彦 教育委員会理事 金崎良一

(教育総務課)

課 長 宮 司 裕 子 係 長 山 下 泰 明

(生涯学習課)

課 長 北 野 靖 之 課 長 補 佐 細 田 浩 子

課長補佐 和田久美子 課長補佐 久松 勝

係 長 日高拓郎

## 本日の委員会に付した案件

議案第59号 長与町税条例の一部を改正する条例

議案第60号 長与町都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第62号 令和2年度長与町一般会計補正予算(第4号)

議案第63号 令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第71号 令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時26分

閉 会 14時49分

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員 会を開会します。

令和2年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第59号長与町税条例の一部を改正する条例、議案第60号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例を一括して議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。村田課長。

#### 〇税務課長(村田佳美君)

皆様おはようございます。それでは議案第59号長与町税条例の一部を改正する条例について及び議案第60号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。本条例は地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、原則として同日施行されたことに伴い、長与町税条例及び長与町都市計画税条例の一部を改正するものでございます。今回の税制改正は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、新型コロナウイルス感染症等に係る税額控除の特例及び徴収猶予の特例に係る手続き等を新たに定めることが主なものでございます。

それでは、具体的な改正内容につきまして御説明申し上げます。まず議案第59号長 与町税条例の一部を改正する条例でございます。お手元の新旧対照表を御参照願います。 まず第1条による改正でございます。附則第10条の読替規定は、地方税法附則第61 条新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資 産税及び都市計画税の課税標準の特例と、第62条新型コロナウイルス感染症等に係る 先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例の規定を追 加するものでございます。附則第10条の2は、新型コロナウイルス感染症の影響を受 けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から「わが町特例」の 先端設備等の対象に事業用家屋及び構築物が拡充されたことに伴い、国が定める範囲内 で市町村が条例により特例割合を定める必要があることから、現行と同様にゼロと定め るものでございます。次に2ページを御覧ください。附則第15条の2は、軽自動車税 環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を延長し、令和3年3月31日 までに取得した者を対象とするものでございます。次に附則第24条は、新型コロナウ イルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等で、申請書または添付書類に不備 があれば20日以内に補正を行うこととし、20日を経過したときには当該申請を取り 下げたものと見なすことを規定しております。次に3ページを御覧ください。第2条に よる改正でございます。附則第10条及び附則第10条の2は引用条名の修正でござい ます。附則第25条は新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例として、 中止等された文化芸術、スポーツイベントについて、チケットの払い戻しを放棄するこ とを選択された場合、その金額分を寄附と見なし、所得税において寄附金控除の対象と

なるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものと認められるものについて、個人住 民税の税額控除の対象とするものでございます。次に4ページを御覧ください。附則第 26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例として、 所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅借入金等特別税額控除 の適用要件を弾力化する措置が講じられたことに伴い、対象者の住宅借入金等特別税額 控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民 税から控除する適用年度を延長するものでございます。附則でございますが、本条例の 施行日を公布の日からとしております。ただし、第2条につきましては令和3年1月1 日から施行することとしております。

続きまして議案第60号でございます。お手元の新旧対照表を御参照願います。まず第1条による改正でございます。附則第16項は、地方税法附則第61条新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の規定を追加するものでございます。次に第2条による改正でございます。附則第16項は引用条名の修正でございます。附則でございますが、本条例の施行を公布の日からとしております。ただし第2条の規定につきましては、令和3年1月1日から施行するとしております。

以上が改正内容でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

それでは、これから質疑を行います。

まず議案第59号についての質疑を受け付けます。

質疑はありませんか。

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

第25条について、3行目、法律の第5条第4項に規定する指定行事と書いてあって、 法律の方を読むと「文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、当該対価の支払いをし た者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事であって、政令で定めるもの」って書いてあ るんですけれども、これはいわゆる、コロナで中止になった行事という意味ではないと いうことですよね。「政令で定めるもの」っていうのはどういう意味か。御説明いただ ければと思います。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

## 〇税務課長(村田佳美君)

文化庁又はスポーツ庁から指定行事証明書の交付を受けたイベントになっております。 新型コロナウイルス感染拡大防止の措置の円滑な実施という観点も踏まえ、文化芸術、 スポーツに関連するものであれば幅広く対象とすると想定をされておりまして、文化庁、 スポーツ庁に申請したものについて指定を受けられている状況でございます。

八木委員。

# 〇委員 (八木亮三委員)

そうすると、これはイベント行事の主催者の方がスポーツ庁、文化庁に申請するということでしょうか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

#### 〇税務課長(村田佳美君)

イベントを主催する主催者側の方が文化庁であったり、スポーツ庁に申請をして、それを各省庁が指定して、公表をした分について、寄附金控除の対象となっております。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

# 〇委員 (八木亮三委員)

法律で書いてある「政令で定めるもの」っていうのは分かったんですが、この条例でいくと、その指定行事のうち「町長が指定するもの」とあるんですけど、これはどう解釈すればよろしいんでしょう。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

## 〇税務課長 (村田佳美君)

今回の指定で町長が定めるというふうになっておりますが、これは住民税が町民税と 県民税と両方合わせたところで成り立っておりますので、今回、長崎県におきまして、 このイベント関係の寄附金控除につきましては全部、国が定めたものについては認めま すというふうになっておりますので、本町におきましてもそのように考えております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

そしたら実際にそういうチケット等を買った方が、これを寄附金扱いにしてもらうためにはどういう、申請方法等、流れがどうなるのか教えていただければと思います。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

#### 〇税務課長(村田佳美君)

それでは手続きにつきまして簡単に御説明させていただきます。まずはチケットを購入された方が、主催者側の方にこういったチケットを購入しましたけれども払い戻しの請求をしませんという証明の申請をしていただくようになります。それを主催者側の方が払戻請求権放棄証明書という形で購入者に返戻します。その証明書を基に寄附金控除の対象として算定するようになります。

ほかにありませんか。 西岡委員。

#### 〇委員 (西岡克之委員)

第27項の上から3段目「業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物」という、その「構築物」の定義は。簡単で結構です。教えていただければ。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

## 〇税務課長(村田佳美君)

構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものを想定しております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

西岡委員。

# 〇委員 (西岡克之委員)

簡単過ぎて、よく分からないので、もう一度教えてください。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

## 〇税務課長 (村田佳美君)

旧来のものに比べまして生産性が年平均1%ぐらい向上できるような、その構築物を 導入することによって1%ぐらい向上するものとなっておるんですけれども。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

西岡委員。

#### 〇委員 (西岡克之委員)

1%以上の向上が見られるっていうことなんですけども、その1%っていう定義というか、どうやってそれを見るのかっていうのを教えていただきたい。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

#### 〇税務課長(村田佳美君)

この事業用家屋や構築物につきましては中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたものというのがあるようで、その導入計画の内容までちょっと勉強不足で申し訳ないんですけれども、産業振興課所管でそういった設備を指定されてるみたいなので、その中で該当するようであれば、そこの確認を取っていただいて、申請をしていただいて、それで減額になるかという判断をさせていただくような状況でございます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

# 〇委員長 (河野龍二委員)

委員会に戻します。

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員。

## 〇委員 (安藤克彦委員)

まず、固定資産税と軽自動車の減免、緩和なんですけれども、この影響額っていうの は試算はできてますか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

## 〇税務課長 (村田佳美君)

まず固定資産税の方なんですけれども、令和2年2月から10月までの3か月間の売上高が前年同期と比較してどうなのかというふうになっておりますので、今現在こちらの方でそういった内容につきましての把握ができておりませんので、今のところ影響額の試算をしておりません。軽自動車の方につきましても、以前、自動車取得税というのがあったんですけど令和元年10月に無くなりまして、軽自動車の購入状況で税額が大きくはね返ってくるような形になっておりますので、どの程度の購入っていうのが見込めてないので、この分についても試算をしておりません。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

#### 〇委員(安藤克彦委員)

自動車は今後の購入、固定資産についても導入するかどうかによって影響があると思 うんで分からないかなと思うんですけど。今後どれだけ影響額があるかというのは出て くるわけですよね。これに対する財源補填というのは国の方から行われるんでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

#### 〇税務課長(村田佳美君)

今回の減額、軽減等につきましては、全額、国の方からの補填になっております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

#### 〇委員(安藤克彦委員)

ちなみにどういった形での補填になりますか。タイミングはいつですか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

# 〇税務課長 (村田佳美君)

地方特例交付金の方で全額国費で補填をされるようなんですけれども、影響額が確定 して、実際の金額が確定してからになると思われますので、翌年度になると思われます。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

## 〇委員(安藤克彦委員)

今の件は分かりました。先程八木委員が質問したところで25条関係ですね。まず実際に、スポーツ庁とか文化庁が指定するっていうのが具体的に見えないんですよね。何か参考的に、県内で行われる行事とか、例を幾つかでも示してもらえればと思います。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

## 〇税務課長 (村田佳美君)

まず文化庁、スポーツ庁が指定している行事が、8月28日現在960件ぐらい指定がされております。そのうち主催地が長崎県になっている事業が6事業ほどありまして、音楽イベントですとか、それから講演、体験型のイベントになっているようです。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

## 〇委員(安藤克彦委員)

先程、寄附金控除を受けようとするときには基準が示されたんですけれども、これは確定申告という形の寄附金控除の方法かなと。それともう一つ確認ですけど、確か最初から2,000円引いた、残りの分に対しての税額控除かなと思うんですけど、それで間違いないのかの確認をお願いします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

荒木係長。

#### 〇係長 (荒木啓二君)

おっしゃるとおり、寄附金から2,000円を引いた分なんですけども、かつ、総所 得金額等の30%を限度に2,000円を引いた金額、どちらか少ない金額になります。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。

では60号についても質疑を認めたいと思います。

質疑はありませんか。

浦川委員。

#### 〇委員 (浦川圭一委員)

非常に内容が理解できないんですけども、できましたら事例を出していただく。こういった場合にこうなるんだとかですね、分かりやすく説明していただけないでしょうか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

原係長。

#### 〇係長 (原雅美君)

都市計画税の改正も先程の税条例の改正と同じものになるんですけども、そのうち中 小企業が所有する事業用家屋が市街化区域内にある場合に、固定資産税と併せて都市計 画税の方が課税されていますので、その事業用家屋が都市計画税も課税されてる場合に、 先程の課税標準額の特例が該当しますので、課税標準額が売上減によって2分の1にな るか、ゼロになるかということになります。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

#### 〇委員 (浦川圭一委員)

国でコロナ対策として示されたのが、今年度分の固定資産税を猶予して、都市計画税 も含めてなんですが、来年度に今年度分を課税して、来年度分を免除するというような、 これに関連してるんですかね。この分は別ものですか、全然。分かりました。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

森川部長。

#### 〇企画財政部長(森川寛子君)

今回、事業用の固定資産税の軽減というのが出てきているかと思います。30%以上50%未満減少している場合には固定資産税と都市計画税が2分の1に、50%以上減少しているものについてはゼロになります。それは令和3年度の固定資産税になります。ですから3年度については50%以上減少した方には税が掛からないということになるんですけれども、令和2年度の税はもう既に掛かっております。お支払いをお願いしているところなんですが、事業収入が下がったというところで徴収猶予の申請をもう既にされている事業者もございます。その徴収猶予が1年間になってますので、3年度にお支払いをお願いしたいという形になっております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

#### 〇委員 (浦川圭一委員)

だから、それに関連する条例なんでしょうかということをお聞きしてるんですが。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

#### 〇稅務課長(村田佳美君)

納税猶予につきましても、固定資産の減免につきましても、コロナ感染症の対策となるところの法律がありますので、その分で関連しているものと思われます。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

## 〇委員 (浦川圭一委員)

国の打ち出した施策に関連して、この条例を改正するということで上げられているんですよね。先程、安藤委員から質問があっておったんですが、当然町の方に一番、当面はしわ寄せが来るんでしょうけど、収入の面で。その財源についての補填というのは国の方が間違いなくやってくださるということで、先程、安藤議員には、それは国の方からやるんだというようなことで答弁がありましたけど、改めてよろしいでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

森川部長。

## 〇企画財政部長 (森川寛子君)

地方債の特例措置であったり、特別交付金であったり、メニューによって違うみたい なんですけれども、全額、国が補填するということでいただいております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

# 〇委員 (浦川圭一委員)

話は変わるんですが、今、議会の方に、国へ議会から要望を出すものの中に固定資産税の、これに関連した部分の文言が入っとるもんですから。国が補填すると言うことは、もちろん入ってくる時期が遅れたりとかそういうのはあるかもしれませんけど、総合的に見れば何ら損害を被ることはないということで理解してよろしいんですかね。大雑把に考えて、減免は町の固定資産でしたんだけども、その分はちゃんと補填されるので、そこまで心配することはないということで考えてよろしいんでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

森川部長。

#### 〇企画財政部長 (森川寛子君)

一応、交付金っていう形であれば確実にお金が入ってくるって見えてくるんですけど、 地方債の特例措置となると地方債を借りなきゃいけないと。その債権が、補填はされる んでしょうけれども、一旦、町の方に債権が残るような形になりますので、そこがどこ まで必要なのかっていうのが我々もちょっと見えてないので心配はしているところです。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。 八木委員。

# 〇委員 (八木亮三委員)

これは条例を改正する段取りというか、手続き上のあれかもしれないんで、税務課の方に聞くのは、もしかしたら違うかもしれないんですが、今までも1年半程こういう条例審査をしてきて、今までは気が付かなかったんですけど、今回、第1条で「第15条の3又は第61条」に改めるですとか、「若しくは第61条」を加えるとあって、第2条で「第61条」を「第63条」と改めるとあるんですけど、これ最初から「第15条の3又は第63条」にするとか、そういう形は取らないものなんでしょうか。最終的に

は一回「第61条」に書き加えたり、つけ加えて、それをさらに「第63条」にまた直 しているというふうに見えるんですけど、すみません、教えていただければと。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

荒木係長。

# 〇係長(荒木啓二君)

第61条、第63条を別々にしてるのが、地方税法の方でこの第61条、第62条が 条ずれを令和2年でしている関係で、それぞれ条文ごとに施行期日を分けています。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第59号についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号長与町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 続きまして、議案第60号についての討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の件を採決します。 本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 お疲れさまでした。

場内の時計で10時15分まで休憩いたします。

(休憩 10時5分~10時14分)

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本委員会に付託を受けました議案第63号令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正 予算(第1号)の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 和田課長。

## 〇契約管財課長(和田弘君)

皆さんおはようございます。よろしくお願いします。

それでは議案第63号令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明をいたします。補正予算に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございますが2款1項1目1節繰越金として既定額1,000円、補正額143万1,000円、計143万2,000円を計上させていただいております。

次に10、11ページをお開きください。歳出でございますが1款 2項1目28節繰出金、規定額1,000円、補正額143万1,000円、計143万2,000円は、一般会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

それではこれから質疑を行います。歳入歳出併せて質疑を受け付けたいと思います。 質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 引き続き委員会を行います。

続きまして、議案第71号令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定 についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

和田課長。

#### 〇契約管財課長(和田弘君)

それでは議案第71号令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について事項別明細書に沿って御説明させていただきます。6、7ページをお開きください。歳入でございますが調定額合計で919万1,694円となっております。1款1項1目1節駐車場使用料でございますが、調定額、収入済額ともに合計で720万5,480円となっております。2節滞納繰越分は、調定額4万5,040円に対し8,640円の収入済額となりました。駐車場使用料の内訳について申し上げますと、嬉里駐車場の一般の時間駐車ですが年間で延べ9,608台、月平均801台分の駐車料金となっております。料金は208万7,000円となっております。次に定期駐車場使用料の嬉里駐車の分でございますが、延べ336台となっております。使用料は292万5,

280円でございます。それから吉無田駐車場の定期駐車ですが、延べ403台となっております。使用料は219万3,200円でございます。そして滞納繰越分は4万5,040円の調定額に対し、収入済額が27年度分8,640円で、収入未済額が3万6,400円でございます。次に2款1項1目1節繰越金でございますが194万1,146円となっております。次に3款1項1目1節町預金利子でございますが28円となっております。次に2項1目1節雑入でございますが収入はありませんでした。

次に8、9ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目一般管理費でございます。支出済額578万1,642円となっております。9節旅費4,210円、11節需用費でございますが80万1,630円の支出となっており、主なものは修繕料でございます。次に12節役務費でございますが9万3,702円、次に13節委託料でございますが486万1,580円の支出になっております。主なものとしましては、駐車場管理委託料が主なものでございます。次に14節使用料及び賃借料でございますが、タイムレジスタ賃借料2万520円の支出をしております。次に15節工事請負費でございますが、支出はございませんでした。次に2項1目28節繰出金でございますけれども、一般会計へ194万1,000円を繰り出しております。そして予備費として10万円を計上しておりましたが、これについては支出をしておりません。

次に10ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引きまして143万2,000円となっております。

次に主要な施策の成果に関する説明書の4ページをお開きください。長与町駐車場事業の概要と決算額及び財源内訳について記載をしております。

以上でございますが、御審議のほどよろしくお願いします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

それでは、これから質疑を行います。

まずは歳入から質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

戻ってもいいです。歳出も併せて質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

八木委員。

# 〇委員 (八木亮三委員)

報告書4ページの事業の実績なんですけれども、利用台数ですね。まず、嬉里駐車場の時間駐車延べ9,608台って前年と比べると712台少ないかと思うんですが、何か特段理由が考えられそうなんでしょうか。それとも年によって変動するぐらいの誤差になるものでしょうか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

和田課長。

#### 〇契約管財課長(和田弘君)

先程委員が御指摘のとおり、台数が減っているということですね。近郊の所、商業施

設とかいろいろあると思いますけども、その辺りの施設の駐車場の整備が要因。また、 利用の方、少し波があるんですけれども、その分が大きな要因かなと思っております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

# 〇委員 (八木亮三委員)

時間駐車の方は分かりました。吉無田駐車場の方が台数だけでいくと去年から5台増 えていると思うんですが、金額的には前年比で4万4,000円プラスというのは、そ れだけしか増えないのは、その契約期間との関係でしょうか。一応説明をお願いします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

久原係長。

#### 〇係長(久原和彦君)

結構吉無田駐車場自体は人気が高くて、空いたらすぐ埋まる状況です。ただ、次の方が入られるまでにタイムラグがあったりして、それで台数が5台増えている。去年はその分のタイムラグが多かった。で、今年ちょっと増えてるのは消費税の分、30年10月に上がってますので、そこが影響しているんではないかというふうに考えております。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 西田委員。

## 〇委員 (西田健委員)

いただいた資料で日付と○ (マル) がついてるんですけども、これ何か説明お願いしたいんですけど。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

和田課長。

## 〇契約管財課長(和田弘君)

まず、日付は手払いの収納日になります。普通の納付書で払った手払いの収納。○につきましては口座引き落としの分の表示をさせていただいております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

(休憩 10時30分~10時39分)

## 〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算の件を議題といたします。ただいまより総務部の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

まずは地域安全課、宮崎課長。

#### 〇地域安全課長(宮崎伸之君)

おはようございます。議案第62号令和2年度一般会計補正予算(第4号)の地域安全課所管分につきまして御説明いたします。今回の補正につきましては、歳出で防災対策費の増額補正をお願いしているとこでございます。それでは御説明いたします。長与町一般会計補正予算(第4号)に関する説明書の12、13ページをお開きください。2款1項11目長与町ふれあいセンター管理費の修繕料でございます。雨漏りによる修繕を行うために、今回、補正を組ませていただいております。16、17ページをお開き願います。9款1項4目防災対策費、職員手当等は今回の災害等におきます対応によるものでございます。今後、大雨、台風等の接近も考えられますので、現計予算に今回、補正を組ませていただいております。次の需用費でございます。消耗品費は新型コロナウイルス感染症対策費としまして、避難所に必要な敷マット400枚、簡易毛布400枚、備蓄用の費用としまして440万円を計上させていただいております。次に17節備品購入費でございます。避難所敷地内に防災倉庫を4棟、ワンタッチパーテーションを100台、テント10張、スポットクーラー5台の増額補正でございます。この分につきましては、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の対象となっております。以上が地域安全課所管分となっております。よろしく審議の方をお願いいたします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

続きまして、契約管財課所管についての提案理由の説明を求めます。 和田課長。

#### 〇契約管財課長(和田弘君)

それでは、契約管財課所管分を御説明いたします。補正予算に関する説明書の8、9ページをお開きください。歳入でございますが、17款1項1目1節駐車場事業特別会計繰入金でございます。既定額1,000円、補正額143万1,000円、計143万2,000円を駐車場事業特別会計より繰り入れるものでございます。

以上が契約管財課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

これから質疑を行います。

質疑は契約管財課、地域安全課併せて行いたいと思います。質疑はありませんか。 八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

地域安全課にお尋ねなんですが、先程の消防費の備品購入費945万3,000円の 内訳で防災倉庫とおっしゃられましたかね。防災倉庫というのが具体的にどういうもの か教えていただいてよろしいでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

宮崎課長。

## 〇地域安全課長(宮崎伸之君)

防災倉庫は、各避難所におきまして備蓄品を保管する倉庫でございます。通常の一般の家庭にある倉庫より頑丈なものになっております。その倉庫につきまして、まず、ふれあいセンターの敷地内、南交流センターの敷地内、北部多目的研修施設の敷地内、上長与公民館の敷地内に置くものでございます。それぞれ置く物が違うんですが、90万円から大きなものが150万円という形の予算の計上になっております。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

# 〇委員 (八木亮三委員)

敷地内って言うと、この倉庫を建物の外に造るということでしょうか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

宮崎課長。

#### 〇地域安全課長(宮崎伸之君)

外に設置するものでございます。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

#### 〇議員 (浦川圭一議員)

同じく備品購入費945万3,000円。これ契約はばらばらで幾つかの契約を合わせて予定されているのか、物はいろいろあったみたいですが、どう考えておられるのか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

宮崎課長。

# 〇地域安全課長(宮崎伸之君)

ワンタッチパーテーション等につきましては、物が消耗品的なものでございますので、ある一定の業者の方にお願いしたいと思っております。倉庫の方が高額になりますので、そちらについては前回も倉庫を購入した経緯がございますので、そのときと同じように入札をかけて、そういう形で対応していきたいというふうに思っております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

## 〇議員 (浦川圭一議員)

今、聞きましたのは、昨日、教育委員会の方から議会の議決が必要だということで、 700万円以上の財産購入ということを理由に上げてこられたんですよ。ここ、どうなんですかね。700万円超えるものはないという解釈なんですよね。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

宮崎課長。

#### 〇地域安全課長(宮崎伸之君)

一番大きなものが倉庫の150万円になっておりますので、超えることがないということで認識いたしております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 安藤委員。

# 〇委員 (安藤克彦委員)

私も同じところで、浦川委員の質問に似ているんですが、倉庫4か所はまとめて入札ですかね。それとも分割しての入札になりますか。そこを確認したいと思います。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

宮崎課長。

# 〇地域安全課長 (宮崎伸之君)

倉庫4か所分をまとめてした方が入札で金額が落ちると考えておりますので、一括で 入札をかけたいというふうに思っております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

#### 〇委員(安藤克彦委員)

その上の需用費の消耗品ですけども、主に毛布、マット400枚ずつ。この管理について、どのようにされるのかをまずお伺いします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

宮崎課長。

# 〇地域安全課長 (宮崎伸之君)

備品の方にも計上させていただきましたけども、防災倉庫の方で町内各地区4か所という設定を考えております。今現在、長与町役場の方に倉庫を持っており、それ以外の地区に倉庫がございません。ということで備蓄品の搬送につきましては、今、長与町役場を中心に搬送するということになっておりまして、災害が起きたときのために今回購入させていただいて、そちらの方にこういう備品、消耗品等を格納させていただいて、各地区の避難所等に配布したいというふうに考えております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

## 〇委員(安藤克彦委員)

避難所は主に、まずは5か所がいつも開設されますよね。先日特別警戒が出たときには、プラスアルファで小学校の体育館等を開放されたと思います。今、お話を聞くと、倉庫を設置した所にマットとか毛布を置くということでした。確認ですけれども、この間の小学校の体育館とか開放されたときに、私もちょっと夜、見に行ったら、そんなに避難者はいないんですが、一部居た所では床に直接横になられたり、御自身で持ってこられた何かしらの薄い敷物を敷いてらっしゃったということ。こういった所に、結局災害が起きますよ、避難所を設置しますよってときには分配をすると考えていいんですか。単純に言えば各倉庫に100枚ずつあるのかなと。それを小学校の体育館とか、そういった所にも持って行くのか。どちらかと言うと、小学校の体育館とかに設置を先にして、教育委員会の管轄ですが、そちらの避難所の方に設置した方が効率的ではないかなと。上長与とか、南交流でも和室を主に使ってらっしゃいますよね。畳の上ですので、そこまでどうなのかなと思うんで。そこの流れ、実際に避難所開設の。そこを説明願います。

#### 〇委員長(河野龍二委員)

宮崎課長。

## 〇地域安全課長(宮崎伸之君)

今、委員がおっしゃったとおり各地区に保管させていただきまして、そちらから各地区の避難所、体育館等に配布したいと。今、言われたように、床に直接、避難者が座っている状況ということを考えまして、こういう敷マット等を、今回交付金の関係もございまして購入できるということでございましたので対応したいと思っております。また、体育館等につきましては、長期的な災害が起きた場合の避難所としましてパーテーション等を含めた協定を結んでおりまして、そちらから搬入するように契約をさせていただいております。あくまで今は自主避難的な、その日だけの対応のときにでも敷きマット等が無いという状況でございましたので、今回計上させていただいた次第でございます。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

#### 〇委員(安藤克彦委員)

歳出の2款1項、ふれあいセンターの雨漏りということで、金額的に修繕料が、雨漏りにしては安いなと思うんですが、場所とか状況をお知らせください。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

宮崎課長。

# 〇地域安全課長 (宮崎伸之君)

これは6月の大雨特別警報が出ましたときに、ふれあいセンターの4階部分、これは 健康センターになります。ただし、ふれあいセンター自体の管理ということで私どもの 方が修繕をさせていただいたという流れがありました。この金額が安いのは、そのとき は大雨特別警報によりまして予備費の充当等の検討をさせていただいたり、それと通常 予算の流用によって、こちらの方の修繕を早急にする必要があったということで対応しております。そのために今まであった修繕料の現計予算が無くなってしまったもんですから、今後の修繕のために、この金額で計上させていただいた次第でございます。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 西田委員。

#### 〇委員(西田健委員)

17ページに戻って一般備品購入費の関係で、必要な物はもちろん購入するのはあれなんですけども、この補正で、既定額に対してまた同じぐらいの補正が今回されとるということで。昨今の状況から、もっと検討と言うか、本当に何か取って付けたような取り方をされとると私は感じたんですけども、もちろん必要なものは買っていいんですけど、もっと事前に、買えるものは買えると。今また次で補正等々予算に入れ込んであれば、もっと検討が必要かと思うんですけども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

宮崎課長。

## 〇地域安全課長(宮崎伸之君)

今回こういう形で高額の予算要求を上程させていただいたのは、やはり新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の対象で町の負担が無くなるということ。元々これぐらいの備蓄品を備蓄したかったんですけども、やはり財政的なものもございまして、今までは食糧とか、そういう備蓄品を中心に備蓄をやってまいりました。今回の臨時交付金の対象物の中にこういう物があったということで、我々としても今後の災害に備えた備蓄をしたいということで、6月議会の方でも上程させていただいたんですけども、その後の配分の関係で今回これだけは地域安全課の方で見ていただけるということになりましたので高額になっております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。歳入歳出それぞれ構いません、ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務部所管の審査を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

場内の時計で11時5分まで休憩いたします。

(休憩 10時57分~11時5分)

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより企画財政部所管の審査を行います。まずは、政策企画課から。 荒木課長。

#### 〇政策企画課長 (荒木隆君)

皆様こんにちは。それでは政策企画課分について御説明を申し上げます。

説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございます。13款2項1目2節地 域活性化補助金ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計 上しております。第1次分の決定額1億4,924万2,000円、それに第2次分の上 限額3億4,740万7,000円を合わせました4億9,664万9,000円を計上し ております。臨時交付金の対象となる事業は本年度の予算に計上し、令和2年4月以降 に実施する新型コロナウイルス感染症への対応として、地域の実情に合わせた必要な事 業というふうになっております。ここで、本日お配りした資料の方を御覧いただきたい と思いますけれども、ここでは臨時交付金の対象事業の一覧をお示ししております。当 初予算から今回の補正予算までに計上しました事業について4つのステージ、「感染拡 大防止」、「事業継続と暮らしの維持」、「経済活動の回復」、「感染症に強い地域づ くり」というふうに整理をして掲載をしております。各事業における事業費は、本交付 金の対象となる事業費でございまして、総事業費から国県支出金を除いた地方負担分の みを掲載しております。事業費の合計額は2ページ裏面になりますけれども6億1,5 01万9,000円で、交付金の見込額との差額1億1,837万円を一般財源で賄うと いうふうに想定をしております。なお今回の補正予算では、臨時交付金の充当先としま して、14番乳児に対する特別定額給付金のほか、12番事業継続支援金、15番プレ ミアム商品券発行事業、18番公立学校情報機器整備費の財源を組み替えて計上してお ります。

次に歳出でございます。説明書12、13ページをお開きください。2款1項8目企画費12節委託料でございます。クラウドソーシングセミナー開催業務委託料でございますけれども、新型コロナ禍におきまして収入の減少ですとか新たな働き方が見直される中、個人でも仕事を受注して収入を得ることができるようなファーストステップとして、その基礎知識を得るためのセミナーを開催するものでございます。対象として想定をしておりますのは、主婦層であったり、副業として、あるいは退職者であったり、大学生もバイト感覚で始めることで、キャリアの育成、また企業との繋がり、ひいては地元でも活躍できる意識の醸成などに繋がるものというふうに考えております。

以上が政策企画課分です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長(河野龍二委員)

続きまして財政課所管についての説明を求めます。 木須課長。

#### 〇財政課長(木須紀彦君)

それでは財政課所管について御説明いたします。

説明書の6ページ、7ページをお開きください。歳入の9款1項1目1節普通交付税は、令和2年度の普通交付税の額が確定したことに伴い、現計予算との差額2億2,714万4,000円を増額いたしました。次に8、9ページをお開きください。17款2項1目1節財政調整基金繰入金、及び2節減債基金繰入金は、歳入の増額補正に伴う

財源調整として、現在繰り入れを予定しておりますこれら基金繰入金の一部を繰り戻す ための減額補正でございます。次に20款1項4目1節臨時財政対策債は、発行可能額 の確定に伴い、現計予算との差額3,256万1,000円を増額いたしました。

次に20ページ、21ページをお開きください。一番下でございます。歳出の12款 1項1目、公債費元金でございますが、これは減債基金繰入金を繰り戻したことによる 財源の組み替えでございます。歳出額の変更はございません。

最後に議案の方になります。議案の5ページをお開き願います。第2表地方債補正の 臨時財政対策債につきまして、発行可能額の確定により起債限度額の増額をお願いする ものです。以上が財政課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

これから質疑を行います。まずは政策企画課について質疑を行いたいと思います。歳入の方から、いただいた資料も含めて質疑があれば受け付けたいと思います。

質疑はありませんか。

内村委員。

#### 〇委員(内村博法委員)

1点だけ、政策企画課の歳出で13ページ。一番上のクラウドソーシングセミナー。 これはいつ頃開催の予定ですか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

尾田係長。

#### 〇係長 (尾田光洋君)

時期についてですけれども、予算が可決次第、具体的な内容の決定と周知の期間を取りまして、可能であれば11月から12月頃に開催をしたいと、今、検討しております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

# 〇委員 (八木亮三委員)

同じところで、これは先程の対象者を会場に呼んで行うのか、これ自体もオンライン のような形で行うのか、もし決まっている想定があれば教えていただければと思います。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

尾田係長。

#### 〇係長 (尾田光洋君)

今のところは対面での予定をしておりますけれども、状況によりましては、おっしゃるとおりオンラインになる可能性もあると考えております。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

西田委員。

## 〇委員(西田健委員)

同じところなんですけども、このセミナーで19万9,000円ということで、どこかほかからまた予算を持ってくるとかいう話なんでしょうか。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

尾田係長。

# 〇係長 (尾田光洋君)

経費としては19万9,000円、今、計上しているもので全てでございます。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

それでは財政課についての質疑も進めたいと思います。

質疑はありませんか。

金子委員。

#### 〇委員(金子恵委員)

歳入9ページの財政調整基金と減債基金の繰入金ということで、これは基金の方に繰り戻しという御説明でしたけれども、このコロナの状況下において、いろんな歳出部分というのが今後も出てくるんじゃないかと思うので、一旦入れてしまえば、また補正を組まないといけないということも考えると、歳出が決まらないからという部分はあるかもしれないんですけれども、例えば予備費は2,000万円だということですが、それに加えて、そちらの方にお金を置いておくとか、そういう方法も考えられるんじゃないかと思うんですけど、ちょっと分からないのでその辺を御説明いただければと思います。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

木須課長。

# 〇財政課長 (木須紀彦君)

今回、国費ですとか歳入の増額補正がございまして、委員おっしゃるとおり歳出の方との差額が出ましたので、繰入金の方を減額しているというふうな予算になっております。予算の編成の立場からいたしますと、結局、歳入がそれだけございますので、併せて歳出を作るという形にならざるを得ないわけなんですけれども、その場合に歳出はどうするのかということになるわけでございます。現在のところ、その歳出としては、まだ大まかには固まっていないというところもございますし、今までもそうですけれども、多額の基金の繰入金をしているということもございましたので、まずは基金の繰入金の方を減額させていただきたいということでの編成になってございます。国の方も一つ御提案がございました。予備費を増額してはどうかという御提案もあったかと思いますが、財政といたしましては、結局その予備費というものを補正するという考え方っていうのは余り望ましくないと思っておるわけです。当然のことながら、予備費は白紙委任でございます。何らかの形で歳出を伴う場合については当然、当初で一定いただいている予備費ございます。これも緊急の場合だけを想定しております。もし仮に緊急で歳出をしなければならないという状況があった場合は補正予算を編成して、それでも急ぐ場合に

ついては専決をさせていただくとか、そういうふうな原則もございますので、予備費の 増額というふうなことは考えていないというふうな状況でございます。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 八木委員。

# 〇委員 (八木亮三委員)

先程、荒木課長から御説明いただいた資料のことで、財源組み替えに当たるもの。も う1回どれとどれかを教えていただいていいですか。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

荒木課長。

#### 〇政策企画課長(荒木隆君)

まずは今回の補正で充当先として計上しているものということでお示しをいたしますが、14番乳児に対する特別定額給付金、これは本4号補正において歳出も計上しておりますので、その財源として充当してます。そのほか12番事業継続支援金、それから、裏面15番プレミアム商品券発行事業、18番公立学校情報機器整備費補助金、これについては既定予算で歳出が計上されておりますので、ここに臨時交付金を充てるということで、一般財源からこちらの方に財源組み替えをしたいということでございます。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

17番は違うんですかね。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

荒木課長。

## 〇政策企画課長 (荒木隆君)

17番も、事業名が18番と同じになってるんですけれども、内容として概要に書いてあるとおり、サポーターの配置等ということと、1人1台の整備ということに分かれておりまして、今回の補正では18番のみに充ててるような形になっております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代したいと思います。

#### 〇委員(金子恵委員)

質疑はありませんか。 河野委員。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

私も先程金子委員が質疑をされた基金の繰り戻しの件で、先程、地域安全課のところでも審査をして、やっぱりいろんなコロナ対策での準備に必要なマットだとか、パーテ

ーション、毛布だとかっていうのが必要だということで、今回900万円ぐらいの予算が計上されてるんですけども、あの中での話を聞くと、各施設におおよそ100台ずつで、それが4施設だと。で、委員の中からも、ほかの避難所にも置いておくべきではないかというふうな話も出て、確かに今こういう状況の中では災害も含めて、コロナ対策が必要になるという部分では。そして基金に保有するんではなくて、そこら辺がよく分からんのですが、限度額があるからそこで留めているのか。それとも基金に保有するんじゃなくて、せっかくの地方創生臨時交付金を活用してそういう部分を増やすというふうな予算の組み立てができなかったのかなと、ちょっと今、聞いてて思ったんですけど。今回のこういう予算組み立てと言いますか、国の交付税の関係でできないとなっているものなのか。臨時交付金を使うことが駄目だってなって基金に繰り戻したのか。それとも町の段階でもう、今のところ出した基金を一定戻しておこうという判断の中で基金に繰り戻したのか。その辺を見解があれば教えていただきたいなと思いますけれども。

#### 〇委員(金子恵委員)

木須課長。

#### 〇財政課長(木須紀彦君)

今回の基金の繰入金につきましては、委員長おっしゃられた後者の方です。補正3号 までで多額の一般財源、基金での財源措置をしておりましたので、それを一定戻させて いただきたいという趣旨が大きいかと思っております。ただ、戻す金額があればもっと コロナ対策に使うべきではないのかっていうふうな御意見もよく認識してございます。 そこについては予算編成上、コロナ対策交付金の対象になる、ならないも含めまして、 幅広く所管課の方には投げ掛けてございまして、それについては、一定今回の4号まで 含めたところで、現在想定される中で必要な経費については全て盛り込まれているとい うふうに財政として判断してございます。また、繰り戻す必要があったのかっていう観 点でございますが、今回補正後の予算額が190億円になります。このうちコロナ対策 分が約51億円です。じゃあコロナ対策を除いた、ある意味平時であった場合の予算は 幾らだったのかと言うと140億円程度になる形になります。この140億円という金 額はどういう金額かと申し上げますと、昨年同期比で見ますと約10億円、それでも多 いという状況下でございます。つまり新型コロナウイルス感染症がなかったとしても1 0億円を超えているという状況でございます。一方、そのコロナ臨時交付金を超えて負 担している部分が約1億円ございます。ですので、そういった観点からいたしましても、 平時っていう場合であっても現状としてはかなりの財政規模になっているという状況も ございまして、一定、繰入金の方も出させていただいたという判断をしてございます。

#### 〇委員(金子恵委員)

河野委員。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

今後の国の動向も、いろいろ検討材料の中に入れないといけないと思うんですけども、

今回第4号は9月の補正で、来年の3月までは、まだ一定時期があるという意味では、 今回のこの予算の中でやっぱり基金に充当しておかなければならなかったのか。もうちょっと先でもよかったんではないかと。例えば12月でも良かったし、ぎりぎりまでですね。例えば交付金の問題も出てくると思うんですよね。これだけ使ったから、じゃあその分と言って、すぐ戻ってくれば対応できると思うんですけども、そういうのも想定されての今回の基金の繰り入れ、繰り戻しかなというふうに思うんですが、ちょっと時期的にどうだったのか。9月がベストだったのか。これだけ使える予算があるならば、もっと違う形で対応できる部分もあったんじゃないかなというふうな思いもあったんで、その辺はいかがお考えですかね。

#### 〇委員(金子恵委員)

木須課長。

#### 〇財政課長(木須紀彦君)

今回、基金で繰り戻しをさせていただいた総額が約6億2,000万円ございます。これを基金に繰り戻さないとした場合、予算の作り方としまして、歳入の一部を計上しないというやり方か、歳出を増額するかという形になるわけです。予算を編成する手法として、このどちらかになるということです。歳入を減らすか、歳出を増やすかという形です。この場合、歳出をもっと増やすということもあり得るんですが、先程申し上げましたとおり、コロナ対策ということについては今回これで、今の段階では網羅されているであろうと判断をさせていただいたところでございますので、この6億円についての新しい歳出というふうなことを見出すことができなかったということです。もう一つ御提案としてあったのが、予備費を6億円増やすということも予算編成上できますが、これはやはり望ましくないであろうというふうな判断もいたしました。結果、歳入としてその分を減額するという形を取らせていただいたということでございます。

## 〇委員(金子恵委員)

河野委員。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

じゃあ考え方として、基金に繰り戻したけども、当然、必要な財政支出は今後いろんな状態によって対応していくという考えがあるのか。基金は大事に取っておくというふうな考えではないというところを確認させていただきたいと思うんですけども。

# 〇委員 (金子恵委員)

木須課長。

## 〇財政課長(木須紀彦君)

今後の財源どうなるんだと。当然12月ですとか、そういった歳出が増える場合があるんじゃないかというお考えだと思います。そのときに足りない場合は一旦繰り戻して、また繰り入れるという判断も、最悪あり得るかなというふうにも思ってございますが、今後、決算で御審査いただきますが、現状2億5,000万円ほど繰越金がございます。

この分は、まだ予算に計上させていない留保財源という取り扱いをさせていただいておりますので、仮に12月、3月等々、必要な歳出が出てきた場合は、こちらの方を活用しようというふうには現段階では考えてございます。

#### 〇委員(金子恵委員)

委員長を交代します。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

企画財政部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で11時40分まで休憩いたします。

(休憩 11時31分~11時38分)

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に続き委員会を再開いたします。

補正予算(第4号)の件を引き続き審査を行います。

ただいまから福祉部所管の審査を行います。まずは住民環境課から。

中尾課長。

#### 〇住民環境課長 (中尾盛雄君)

それでは令和2年度長与町一般会計補正予算(第4号)の住民環境課所管分について御説明をいたします。説明書の14、15ページをお開きください。4款2項2目ごみ処理費12節委託料になります。ごみ収集委託料でございます。こちらは月1回行われております資源化物の拠点回収におきまして、これまで収集、運搬を含めた処理、買い取り、こちらを委託業者の方にお願いしておりました。しかしながら、昨年度末からのコロナウイルス、中国の古紙類の輸入減少、処理業者の人員不足等、複合的な要因により、今年度当初、この収集運搬を含めた処理買い取りにつきまして困難な状況にありました。結果的に言いますと、どの業者も応じていただけませんでした。しかしながら、資源化物を直接業者の方へ持ち込みをすれば、有価物として買い取り可能となる業者がありましたので、町で収集運搬を行い買い取り業者へ持ち込む方式へ変更しております。今回、その収集運搬を委託する費用をお願いするものであります。

以上が住民環境課の補正予算関係でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

引き続き、こども政策課。村田課長。

#### 〇こども政策課長(村田ゆかり君)

それでは、こども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。説明書の6、7ページをお開きください。13款2項2目2節児童福祉費補助金がこども政策課所管になります。1行目の子ども子育て支援交付金は、学童保育に対する臨時休業時の際の

助成、並びに自粛要請に応じてくださった分の利用料の減免に対する助成に対する国庫 補助金で補助率は3分の1となっております。2行目の支援対象児童等見守り強化事業 補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響で児童虐待やDVリスクが高まっているこ とから、今まで以上に子どもの見守りを強化する事業に対する補助金で補助率は10分 の10となっております。次に3目1節保健衛生費補助金がこども政策課所管です。こ れは産後ケア事業施設の感染防止に対する補助金で補助率は10分の10となっており ます。次に14款2項2目2節児童福祉費補助金がこども政策課所管です。1行目の保 育対策総合支援事業費補助金は、国の第2次補正で措置された補助金で、保育所、認定 こども園、認可外保育施設に対し新型コロナウイルス感染症対策と継続的なサービス提 供を維持するための補助金で補助率は10分の10となっております。2行目の子ども 子育て支援交付金のうち255万6,000円は、先程の13款2項2目2節の子ども 子育て支援交付金と同じ内容で県費3分の1となっております。残りの2,00万円 は国の第2次補正予算で措置された補助金で、児童館や子育て支援センター、病児保育、 ファミリーサポートセンターなど町内の子育て支援事業所40事業分に対し、感染症対 策を図りながら事業を継続するための補助金で補助率は10分の10となっております。 次に歳出です。12、13ページをお開きください。3款1項1目18節負担金、補 助及び交付金の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、要支援児童の見守りを強化す るための新しい事業で、例えば学習支援など子どもの支援を行っている民間団体等に対 する補助金となっております。次に2項児童福祉費1目児童福祉総務費10節需用費と 17節備品購入費は、子育て支援センターに対する感染症対策として予算計上しており ます。11節役務費は、乳児のための臨時特別給付金に関する案内や決定通知のための 郵便料です。18節負担金、補助及び交付金の1行目放課後児童クラブ新型コロナウイ ルス感染症対策事業費補助金は、1支援当たり50万円の感染症対策物品購入費に対す る助成と、学校の臨時緊急時の支援に関する助成となっております。2行目の新型コロ ナウイルス感染症対策事業費補助金は、私立保育園、認定こども園、認可外保育施設、 病児保育、ファミリーサポートセンターなど、町内の子育て支援施設に対する補助金を 一事業当たり50万円追加で助成をするものです。3行目の乳児のための臨時特別給付 金は、国の特別定額給付金の支給対象とならない4月28日以降に生まれた乳児に対し まして、特別給付金同様一人当たり10万円を支給するものです。新聞報道等で御存知 のことと思いますが、県が一人当たり5万円の補助金を今現在県議会の方に上程をされ る御予定ということで、確定をしましたら財源組み替えをさせていただきたいと思って おりますので、よろしくお願いいたします。3目高田保育所費は、全て感染症対策のた めの費用となっております。1節報酬費は感染症対策のための人員補充です。10節需 用費と17節備品購入費は、感染症対策のための物品購入費です。4目児童館費1節報 酬費も感染症対策のための人員補充となっております。14、15ページをお開きくだ さい。4款1項3目母子衛生費がこども政策課所管です。これは子育て世代包括支援セ

ンターの相談事業や各種訪問事業の感染症対策の物品購入費となっております。 以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

それではこれから質疑を行います。

まずは、住民環境課所管のところから質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

八木委員。

## 〇委員 (八木亮三委員)

ごみ収集委託料で、先程の御説明でほぼ分かったんですけど、これは運搬のみを委託するものだと思うんですが、今現在はどうされているんですか。これは予算なのでこれから委託すると思うんですけれども、今現在どうしてるかお伺いします。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

中尾課長。

#### 〇住民環境課長(中尾盛雄君)

この予算につきましては、前期も単価がつきませんでした。その分については既定予算のごみ処理費の委託料の中で節内流用を行いまして、今現在、契約をしております。 後期相当分について費用がもうありませんので、今回お願いするものであります。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

#### 〇委員 (浦川圭一委員)

委託料の契約は1回ごとではないんでしょ。どういう契約になってるんでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

中尾課長。

## 〇住民環境課長 (中尾盛雄君)

前期、後期という形で半期契約を行っております。今後もそれで考えております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

# 〇委員 (浦川圭一委員)

前期後期、年2回に分けて契約をされて、コロナが途中で発生したからと言って、契 約は交わしとったわけでしょ、何らかの。それで、もうできませんとか言うことができ るのかなと思ったもんですから、そこら辺の条項がどうなっているのかなと思いまして。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

中尾課長。

## 〇住民環境課長 (中尾盛雄君)

今年度の前期につきましても単価がつきませんでした。そのため前期についても収集 運搬業者にお願いしております。買い取りのみ処分業者で行っている状況でございます。

浦川委員。

#### 〇委員 (浦川圭一委員)

前期についても契約が成立しなかったという理解でよろしいんですかね。そうであれば今の補正なのかなという感じがするもんですから。もっと早くに、恐らく前期というのは4月、5月ぐらいに契約されるのかなと思ったんで。そこで通常の年度とすれば単価が安すぎて契約が成立しなかったとなれば、6月議会辺りで計上されて新たな契約に望むべきだったんじゃないのかなと感じたもんですから、そこら辺どうなんですか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

中尾課長。

#### 〇住民環境課長(中尾盛雄君)

浦川委員がおっしゃるとおり6月の可能性もありました。コロナの状況を伺って、も しかしたら途中で変化する可能性があるというお話を聞いてたので様子を伺ってた状況 です。ただし、もう好転する見込みがないということで、後期も同様に考えております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 安藤委員。

# 〇委員 (安藤克彦委員)

同じところなんですけれども、まず、ごみ収集委託料。ここでは360万円上がってきてるんですけれども、実際、既定の予算を使ってたということですので、この金額が全て契約金額が上がったものなのか、あるいはこの金額に既定予算を足した上で契約を結んでいるのか。そこの違い。それと契約の算出根拠になると思うんですけれども、どのような形で相手方は業務量が増えたのか。簡単でいいですので教えてください。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

中尾課長。

#### 〇住民環境課長(中尾盛雄君)

前期分につきましては既定予算でほぼちょうどぐらいでありました。今回は後期分を計上しております。前期の契約分については契約書を持ってきていませんけど、同じぐらいの350数万円の入札金額でございました。後期も同じような契約を考えております。実際が月3日、第2、第3、第4の日曜日。これの昼休みを含めて8時間、そのため契約時間については7時間での契約という形で入札を計画しております。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

それでは、こども政策課も含めて質疑を受け付けたいと思います。

質疑はありませんか。

八木委員。

## 〇委員 (八木亮三委員)

歳入の13款2項2目2節の支援対象児童等見守り強化事業補助金ですけれども、これは全額国が出して、国の事業のようなものだと思うんですけれども、国のホームページの方を見たら、要保護児童対策地域協議会が中核となって必要な支援に繋げるというようなことが書いてあったんですけれども、これは長与町にもあるんでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

## 〇こども政策課長(村田ゆかり君)

はい、長与町の方にもございます。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

そのあとに「民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して子どもの見守り強化アクションプランを実施」とあるんですけれども、これは具体的に、もう少しどういうことをする予定とか。あと民間団体等というのは、これに協力するようなところっていうのは、どういうところが考えられるんでしょうか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

## 〇こども政策課長(村田ゆかり君)

この事業の補助金の御案内が国の方から来たときには、内容が詳しいところが分からなかったんですけども、Q&A等を見ますと結構幅広な支援の対象として、各市町が実施主体となって民間事業に委託、もしくは補助金を出すものに対して補助するという内容で来ておりました。要保護児童対策地域協議会の方で要保護児童家庭としている所は約10世帯、要支援家庭が約70世帯、合計で80世帯ほどを町の方で見守りを継続的にしているところなんですけれども、御相談に来られる御家庭と相談に見えない家庭、もしくはまだ町が把握できてない家庭が、今このコロナ禍で非常に増えてるんではなかろうかということで、民間活力も活用してこれをやっていきましょうということでの事業内容となっております。町内にも、例えば子ども食堂ですとか、学習支援ですとか、あとレスキュー事業ですとか、そういった事業をされてる民間事業者がいらっしゃいますので、そちらにお声掛けをさせていただきまして事業の実施をお願いをしております。事業の内容としましては、食糧支援ですとか、物資の支援、あるいは子どもの居場所づくりですとか、学習支援とか、そういったものをするように今検討しているところです。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

これはいつまでとか、そういうのはあるんでしょうか。

村田課長。

## 〇こども政策課長(村田ゆかり君)

これはコロナ禍ということで、今年度に限った補助事業となっております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

## 〇委員 (八木亮三委員)

乳児のための臨時特別給付金なんですけれども、一人当たり10万円ということですが、具体的な給付方法とか、申請方法とか、流れを教えていただければと思います。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

# 〇こども政策課長(村田ゆかり君)

対象を4月28日以降に生まれた子どものいる世帯としておりますので、もう既にお 生まれになったところにつきましては案内を個別に郵送いたしまして、申請書を郵送な り窓口に持って来ていただくなりで受け付けをして、あとは保護者の方に支払いをする という形になります。今後生まれる子どもにつきましては、出生届けで窓口にお見えに なられたときに、その場で申請書を書いていただくようお願いする予定をしております。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

#### 〇委員 (浦川圭一委員)

参考までに教えてください。4月28日以降生まれの乳児を対象にということなんですが、その後に転入転出等、そこら辺の対象になられる方はどうなるのか。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

#### 〇こども政策課長(村田ゆかり君)

対象が4月28日以降に生まれた方で、申請時点で長与町に住民票がある方を対象に しております。生まれた時点で町外であっても長与町に転入してこられた方も対象にし ようということで考えております。申請時点で町外に転出した方は対象にはなりません。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

西田委員。

# 〇委員 (西田健委員)

説明あったと思うんですけども、同じところの放課後児童クラブの新型コロナウイルスの事業費補助金と、その下の同じ感染症対策事業費補助金と、具体的にどういう事業かお聞きしたいんですけど。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

村田課長。

#### 〇こども政策課長(村田ゆかり君)

放課後児童クラブに対する感染症対策事業補助金につきましては、まずは感染症対策の物品購入費になってまいります。消耗品ですとか、備品等の物品購入費。それにプラスして、4月に臨時休業要請を長与町の方から掛けた期間につきまして、臨時休業要請に応じてくださった保護者の方の学童保育の利用料、保育料を返還するように考えております。その下の新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、これは先程申し上げましたように病児保育ですとか、長与町内の子育て支援をされている各事業所に対して消耗品、マスクとか、消毒液とか、そういったものの物品購入費を一事業当たり50万円補助をするように考えております。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで福祉部所管の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で13時15分から再開いたします。休憩に入ります。

(休憩 12時1分~13時11分)

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き長与町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。ただいまから 建設産業部所管の審査を行います。まずは産業振興課からの説明を求めたいと思います。 川内課長。

# 〇産業振興課長 (川内佳代子君)

皆様お疲れさまです。それでは議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算(第4号)、産業振興課所管分につきまして御説明をいたします。はじめに予算書の6ページをお開きください。第2表地方債補正、追加分でございます。2行目の農林水産業施設災害復旧事業、限度額1,400万円。こちらは7月6日、7日の豪雨に伴う災害復旧につきましての借り入れ分となっております。

それでは令和2年一般会計補正予算(第4号)に関する説明書により、まず歳入を御説明いたします。8、9ページをお開きください。14款2項9目災害復旧費県補助金1節農林水産施設災害復旧費補助金、農地災害復旧費補助金の1億1,040万円は、7月6日、7日の豪雨により被害を受けた農地や農業用施設、こちら農道になります。こちらの施設の災害復旧に対します補助金でございます。農地が5か所、農業用施設が2か所、事業費の合計が1億3,800万円となります。7月28日に国により激甚災害に指定されたことに伴いまして補助率が上がることも考えられますが、今回、補助率80%で算出をして計上させていただいております。次に20款町債1項6目1節農林水産業施設災害復旧事業債1,400万円は、先程述べました災害復旧事業に伴う町負

担分につきまして借り入れを行うものでございます。充当率90%でございます。

歳出でございます。14、15ページをお開きください。6款1項3目農業振興費1 4節工事請負費、農道等補修工事費250万円でございます。こちらは、令和2年度に 係る農道等補修工事の総額を550万円と見込みまして、既に予算計上しております3 00万円を差し引き、250万円をお願いするものでございます。予定をしております 主なものといたしましては、急遽、補修が必要となりました高田郷ふれあい農園水道設 置工事、斉藤のほ場整備への水を送っております岩淵堰前の送水管漏水に伴う工事、そ のほか水路や農道等の補修工事を予定させていただいております。続きまして、7款商 工費1項1目商工振興費4億3,524万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対 策地方創生臨時交付金を、事業継続支援金やプレミアム付商品券発行事業に充当するた めの財源組替になっております。次に20、21ページをお開きください。11款災害 復旧費1項1目農業用施設等災害復旧費12節委託料760万円は、7月6日、7日の 豪雨に伴う災害復旧工事につきまして、国庫補助事業へ申請を行う工事の測量設計委託 料でございます。測量業務委託料といたしましては910万円を見積もっておりまして、 既に当初予算で150万円をいただいておりますので、差額の760万円を今回補正に てお願いしております。14節工事請負費1億4,100万円につきましては、補助事 業で行う箇所が農地5か所145平米、農業用施設、こちら農道でございますが2か所 で175メートルが被災しております。事業費1億3,800万円と単独事業費といた しまして、農道7か所、水路2か所、畑地かんがい施設2か所、ふれあい農園2か所の 災害復旧工事費としてお願いするものでございます。単独事業分につきましては、事業 費より当初予算分を差し引きまして、また今後の災害の分も考慮した上で算出をさせて いただいております。15節原材料費50万円につきましては、国や町の補助事業とし て行えない場所で被災された場所につきまして、受益者が複数おられる水路や農道の補 修を自分たちで行われる場合に原材料の支給を行っております。そちらに係る予算とい たしまして50万円をお願いするものでございます。

以上が産業振興課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

#### 〇土木管理課長(山﨑昇君)

それでは土木管理課所管分について御説明をいたします。今回の補正につきましては、7月の豪雨に伴う災害事業費に関するもの、公園施設長寿命化対策支援事業費補助金の内示に伴うもの、その他通常事務に伴う補正であります。それでは補正予算(4号)の御説明をいたします。予算書の6ページをお開きください。1行目のがけ崩れ対策事業ですが、起債限度額1,020万円、3行目の公共土木施設災害復旧事業の起債限度額360万円となっております。この分が土木管理課所管分となっております。

続きまして長与町一般会計補正予算(第4号)に関する説明書により、歳入から御説

明いたします。6、7ページをお開きください。上から2段目の13款国庫支出金1項 国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金は、733万 3,000円の増額計上でございます。内容は、道路の災害が1件、河川の災害が3件、 合計4件の事業費予定額の3分の2相当額を国の負担金として計上しております。続き まして、13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金2節都市計画費補助金 450万円の増額計上でございます。内容は2公園の7遊具の更新を予定しております。 国庫補助率は事業費の50%となっております。続きまして、14款県支出金2項県補 助金6目土木費県補助金2節河川費補助金3,412万5,000円の増額計上でござい ます。内容といたしましては、7月の豪雨に伴うがけ崩れ工事を行うための補助金です。 名称は「長崎県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金」で、財源の内訳は事業費 の2分の1が国、4分の1を県、残りの4分の1が町負担となっております。今回計上 分は、国費と県費をまとめて県補助金として事業費を上げておりますので、4分の3相 当額を計上しております。続きまして8、9ページをお開きください。下段の20款町 債1項町債2目土木債4節がけ崩れ対策事業債1,020万円の増額計上でございます。 これは、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に対応するための起債となっております。 20款1項6目災害復旧費2節公共土木施設災害復旧事業債360万円の増額計上でご ざいます。これは、公共土木施設災害復旧事業に対応するための起債となっております。 続きまして歳出です。16、17ページをお開きください。上段の8款土木費2項道 路橋りょう費2目道路維持費12節委託料は250万円の増額計上でございます。内容 は百合野第1団地にある道路法面のボーリング調査を行う予定としております。続きま して8款土木費3項河川費2目がけ崩れ対策費は4,550万円の増額計上です。これ は皆前地区のがけ崩れに伴う対策費用で、測量設計委託料1,500万円、工事費3,0 50万円を予定しております。続きまして8款土木費5項都市計画費5目公園緑地管理 費は1,000万円の増額計上です。これは公園の長寿命化計画により整備するもので、 2公園7遊具の更新を行う工事費となります。続きまして20、21ページをお開きく ださい。上から2段目の11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路等災害 復旧費は、1,800万円の増額計上です。主なものは、災害の補助事業として、道路 1か所、河川3か所の工事費や議会後の災害に対応するための費用となっております。 以上が土木管理課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

#### ○委員長(河野龍二委員)

それでは、これから質疑を行います。まずは産業振興課所管について質疑を行いたい と思います。もう歳入歳出それぞれ構いません。質疑を受け付けたいと思います。 質疑はありませんか。

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

歳出の11款1項1目15節原材料費ですけれども、これはもう、今の時点で自分た

ちで補修したいと言うどなたか、地域かがあっての予算計上なんでしょうか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

#### 〇産業振興課長 (川内佳代子君)

こちらの原材料支給につきましても、先日の7月の豪雨に伴う分でございまして、岡郷の方の水路、あとは丸田と嬉里郷の農道の方で予算の要望の方が出ております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

#### 〇委員 (内村博法委員)

この前一般質問で、岡郷の大迫地区ですか、山崩れが起こって。あれは県の所管でやるということで、今回の予算には含まれてないのか、町の予算がですね。それと、あそこには農道が一部あって、その農道も一部破損したということで、その費用も入ってるかどうか、ちょっとそこのところを教えていただけませんか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

# 〇産業振興課長 (川内佳代子君)

この前の答弁で申し上げました山崩れ、水路につきましては、県の方で行う災害関連 緊急治山事業を使って行います。農道、畑につきましては、現在のところ農地災害とい たしまして、今回計上しております11款の方で支出を予定させていただいております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

財源組替のことでちょっとお伺いしたいんですが、商工費の商工振興費。これが実施したプレミアム付商品券等の分の財源組替だと思うんですが、そのプレミアム付商品券、結局、現在どのぐらい販売されたのかというのと、確かまだ、この間 5 0 % ちょっとだったと思うんですけど、残った分をどうされるのか。予算のときにこういう質疑あったかもしれないですけど、もう一度確認で。その残った分を、追加で1回買った人に販売するのか、買ってない人にもう1回アピールするのか、ちょっと教えてください。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

川内課長。

# 〇産業振興課長 (川内佳代子君)

 お店の方に商工会から商品券の販売のチラシを貼らせていただいて、販売促進を努めていただいております。また、そういうふうなところの状況を見させていただいて、今後どのようにしたら一番良いか、もう一度商工会も含めて確認をさせていただいてから、また、議会の方にもご相談をさせていただければと思っております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

それでは土木管理課も含めて審査をしたいと思います。

土木管理課についても歳入歳出合わせて併せて質疑をしたいと思います。 金子委員。

#### 〇委員(金子恵委員)

16、17ページ、がけ崩れ対策費。皆前地区の分ということで、議決後に設計委託、そして工事に入るかと思うんですけど、近所に住んでいるのでちょっと分かるんですが、この辺りというのは結構地盤が弱くて、結構小さながけ崩れ等があったりとか、山の中でもあったりとかしてるので、地元としては早急に対応して欲しいというふうな要望になってしまうんですけれども、通常この委託、そして工事となったら、現場を見られたと思うんですけれども、おおよそどのくらいの期間が掛かるものなんでしょうか。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

## 〇土木管理課長(山﨑昇君)

今、申請をしてる段階です。がけ崩れ対策事業につきましては、認定されて初めて調査設計ができるものですから、これは今のところまだ認定されてないので正式に決まっておりません。決まってからの事業になりますので、認定が早くても10月から11月になろうかと思います。そこから調査をすると、工事としましては、2年程前にニュータウンとかの災害もあったかと思うんですが、あれも繰り越し事業として行っております。今回もそのような格好になろうかと思うんですが、できるだけ早く、その認定がおり次第調査をやって、ボーリング調査なんかもしてみないと分からないものですから、やっぱり今年度いっぱいぐらい調査が掛かるんじゃないかなとは思います。その後の工事となりますので、まだ、しばらく時間を要するのかなと思っております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

金子委員。

#### 〇委員(金子恵委員)

当初、やっぱり本人が、このがけ崩れの工事をしないといけないだろうということで、 実は内々で話を進めてた部分もあるんですけれども、今回、国2分の1、県、町が4分 の1ずつということで、こういう場合というのは、個人負担は一切ないということなん でしょうか。そこを今後のために教えていただければと。

山﨑課長。

#### 〇土木管理課長(山﨑昇君)

現在のところは、このがけ崩れ対策事業につきましては、個人負担はないものとして 取り扱っております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

### 〇委員(安藤克彦委員)

同じページの8款5項5目14節工事請負費ですけれども公園整備工事費、これ具体的に計画があるのかどうか、そこをまずお知らせください。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

伊藤係長。

#### 〇係長(伊藤央君)

現在予定しておる2公園、一つが氷取東公園もう一つが二丁間公園になっております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

## 〇委員(安藤克彦委員)

今、2か所、氷取と二丁間ですか。一時、柵をして使えない状態から解消されてきて、で、ほぼ解消したのかなと。また、さらに最近、部分、部分の遊具を多分役場が止めてるんです。テープでぐるぐる巻きにしたりとかして使えなくなってきているこの状況は、どういう状況なのか。定期的な検査で分かったのか。前回大掛かりに点検してますよね。で、さらにまた出てきているのか。この現状、都市公園関係の状況を教えてください。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

## 〇土木管理課長(山﨑昇君)

まず、点検自体は毎年行っております。その中で基準等が毎年変わってきたりもしているということも1点と、あと今回スプリング遊具での事故が起こってますので、そこに関して、まず、別途点検を行った上で、公園にもし2個あった場合に、1個でも危険と思ったら、もう2個とも使用中止という格好で、取り扱いを行っている状態です。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

#### 〇委員(安藤克彦委員)

この予算で私はするのかなと思ったんですけれども。じゃあ、今、止められてる遊具のいわゆる供用できるような状態になるっていうのは、どこの予算で、いつの段階で予算が執行されるのか。あるいは予算がまだないのか。ちょっとお知らせください。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

# 〇土木管理課長(山﨑昇君)

今回の予算は長寿命化に則った更新事業ですので、その件とは別になります。今、工事費が別にありますので、それで順次替えていくような格好です。件数が増えるようであれば、来年度等、予算を増やしていただくようなお願いをしなければならないかもしれませんので、今、その件数等は把握をしながら行っている状況です。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

暫時休憩したいと思います。

(暫時休憩)

山﨑課長。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

## 〇土木管理課長(山﨑昇君)

今、使用中止にしているものが15遊具あります。今回の2公園の中で氷取東公園を行うんですが、その中に使用を中止している遊具が2遊具ありますので、今回の予算では2遊具を取り替えます。残りの13遊具が使用中止になります。また、長寿命化計画による更新工事も2遊具ありますので、氷取東公園で更新する遊具は4遊具になります。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

では、委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

## 〇委員 (浦川圭一委員)

20、21ページの公共土木施設災害復旧費の国県支出金733万3,000円。これが補助対象に対する補助金だと思うんですが、これに対する事業費と補助率を教えていただいてよろしいでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

# 〇土木管理課長(山﨑昇君)

事業費1,100万円に対して、3分の2が国庫支出金となります。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

## 〇委員 (浦川圭一委員)

ということは、新たに700万円ぐらいの単独の事業費があるということですよね、 補助に乗らない分が。先程、道路1件、河川3件ということで、これは補助の分ですか。 違うんですか。単独に係る分の内訳をちょっと聞かしていただいてよろしいでしょうか。

### 〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

### 〇土木管理課長(山﨑昇君)

この分は公共土木の関係で補助に係るもの、道路 1 件と河川 3 件分の事業費補助になります。ほかの単独事業につきましては、7 月豪雨に関しまして、まず、早急に工事を行わなければなりませんので、現予算が 3 0 0 万円ございました。その中で出来たものと、あと、予備費から 3 0 4  $\pi$  5, 0 0 0 円充当をしていただきまして、その分で、今現在、工事発注できるものにつきましては発注をかけております。工事につきましては、道路が 1 0 件と河川が 7 件、合計で 1 7 件になります。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

# 〇委員 (浦川圭一委員)

予備費で充当した。もう既に発注もしてるということで。今回補正で上げられてますよね。補正の通る前に発注ができるんですか。予備費を先に使ってたってことですか。そしたら先程の道路10件、河川7件、これで約1,000万円ぐらい掛かるということで。先程300万円先に使って、あと700万円。どれぐらい単独が掛かるんですか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

#### 〇土木管理課長(山﨑昇君)

単独の災害費といたしましては、6月に雨が降って3件工事を行っております。それが110万円ほどです。残り490万円、今回の7月の豪雨で掛かっております。今、発注しているものは以上になります。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

#### 〇委員 (浦川圭一委員)

ちょっと整理して聞きますけど、今回1,800万円の補正が組まれておるわけですよね。そのうちの1,100万円が補助対象になるんだということで、あと700万円が単独事業だろうということで質問させていただいておるんですよ。その700万円で、どういった所をされるんですかと言うたら、道路10件と河川7件と言うことだったんですよね。違うんですか。そういうふうに理解をしたんですが、よろしいでしょうか。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

山﨑課長。

## 〇土木管理課長(山﨑昇君)

説明が大変下手で申し訳ありません。 1,800万円に対しまして、まず1,100万円が公共の土木で補助として、残りの700万円に対しては、まず委託費として150

万円、残りの450万円が工事費となりますが、まず災害の事業費がもう全く0円になっておりますので、予備的なものとして、今後の対応をするために300万円を今回の補正予算で計上させていただいております。150万円に関しましては、岡郷の方で道路災害が起こっておるんですけども、田んぼの方に掛かっておりまして、稲刈り後に工事をお願いしたいということだったので、今回の補正で上げさせていただいて、もう充当はせず、工事は、今後するということで今回の補正に上げさせていただいております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 日名子部長。

## 〇建設産業部長(日名子達也君)

先程、内村委員から大迫の方の災害のお話がございました。こちらの大部分につきましては産業振興課で対応させていただき、最終的には県央振興局の方でするんですが、その農道の下に町道がございまして、町道の部分につきましては土木管理課の方で対応させていただくということで、両課であそこの災害については対応させていただきたいというふうに考えております。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

では質疑なしと認めます。

これで建設産業部の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で14時まで休憩いたします。

(休憩 13時49分~13時58分)

## 〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

補正予算(第4号)についての審査を引き続き行います。

ただいまより教育委員会所管についての質疑を行いたいと思います。

それでは、教育総務課からでよろしいですか。

宮司課長。

# 〇教育総務課長(宮司裕子君)

それでは、教育総務課所管分の補正予算につきまして説明させていただきます。長与町一般会計補正予算(第4号)に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございます。13款国庫支出金2項国庫補助金5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金につきましては、GIGAスクールサポーター配置支援事業に伴うもので、内示額が標準補助額を超えて配分があったことに伴い、差額分を増額しております。学校保健特別対策事業費補助金につきましては、感染症対策のためのマスク等購入支援事業39万7,000円と学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業分400万円で、どちらも事業費の2分の1を計上するものです。

13款2項5目2節中学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金につきましては、小学校と同じくGIGAスクールサポーター配置支援事業に伴うもので、内示額が標準補助額を超えて配分があったことに伴い、差額分を増額しております。学校保健特別対策事業費補助金につきましては、感染症対策のためのマスク等購入支援事業19万4,000円と、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業分225万円で、どちらも事業費の2分の1を計上するものです。

16、17ページをお開きください。歳出でございます。10款2項1目小学校管理費10節需用費の消耗品費でございます。歳入で説明しました、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業に伴う消耗品費を計上しております。17節備品購入費につきましては、臨時休業時のオンライン授業、または録画授業配信による家庭学習促進のためのビデオカメラ、感染症対策のための卓上アクリル板等の購入に係るものです。18、19ページをお開きください。10款3項1目10節需用費の消耗品費でございます。中学校につきましても、学校再開に伴う感染症対策・学習補償に係る支援事業に伴う消耗品費を計上しております。また修繕料につきましては、大雨による雨漏り対策や外壁の爆裂箇所の改修に伴う修繕費がかさんでおり、今後も未対応の箇所や3月までの修繕料を確保するために計上をしております。17節備品購入費につきましては、3密を避けるために特別教室を利用した分散授業を行うために、大型テレビ等の購入を行うものです。以上で説明を終わらせていただきます。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

続きまして生涯学習課所管の説明をお願いします。 北野課長。

## 〇生涯学習課長(北野靖之君)

それでは、令和2年度補正予算(第4号)の生涯学習課所管分につきまして、説明をさせていただきます。説明書の6、7ページをお願いします。歳入でございます。13款2項5目4節社会教育費補助金123万5,000円は生涯学習課所管です。町民文化ホールの空調設備改修工事に対する国庫補助ですが、新型コロナウイルス感染症の防止対策事業として文化庁から補助をいただくもので、補助率は2分の1です。歳入は以上になります。

続きまして歳出でございます。18、19ページをお願いします。10款6項社会教育費は全て生涯学習課所管になります。まず、1目社会教育総務費12節委託料55万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、新しい生活様式を印字しました啓発用の下敷きとのぼり旗の作成委託料になります。下敷きは全児童生徒に、のぼり旗は全小中学校に配布する予定にしております。続きまして、3目図書館費10節需用費12万4,000円は図書消毒機用の消毒抗菌剤などの購入費で、感染症対策費としての購入となります。13節使用料及び賃借料の電子図書館システム使用料99万円は、御自宅でも図書館のサービスを利用できる電子図書館を整備するための費用です。

99万円の内訳としましては、初期の導入費が77万円、また月額のクラウド使用料が 5万5,000円掛ける4か月で22万円、合計で99万円となります。いずれも感染 症対策事業としてメニューにあるもので、感染症対策費を利用して整備をいたします。 次に17節備品購入費の一般備品購入費115万8,000円は、図書消毒機1台分と カウンターパネル6枚分になります。同じく図書購入費481万6,000円は、電子 図書館サービスの電子書籍1,420冊分の購入費になります。いずれも感染症対策費 としての購入となります。次に4目文化振興費16節公有財産購入費2,500万円は 長与三彩窯跡用地の購入費になります。内訳としましては、宅地部分が2,200万円、 物原を含む山林部分が300万円となります。次に5目文化施設管理費14節工事請負 費493万6,000円は町民文化ホールの改修工事費2件分で、内訳としましては空 調設備改修費が247万2,000円、天井反射板減速機のワイヤー交換工事が246 万4,000円でございます。先に説明しました空調設備改修工事につきましては、感 染症対策費の対象となります。次に17節備品購入費149万6,000円はサーモグ ラフィーカメラと三脚の購入費で、感染症対策費としての購入となります。続きまして、 10款7項保健体育費は生涯学習課所管になります。1目保健体育総務費10節需用費 49万8,000円は、マスクや消毒液、ペーパー布巾などの購入費で、町民体育館や テニス広場などの体育施設分になります。12節委託料550万円は体育施設予約管理 システムの改修費用です。現システムの初期の導入が1999年でありまして、現在再 リースを続けております。数年前からシステムの更新を計画しておりましたが、そんな 中で、このシステム改修費が感染症対策事業としてメニューにありましたので、その事 業を利用して、この機会にシステムの更新をさせていただきたいと考えております。 1 3節の体育施設予約管理システムリース料31万4,000円は、新しいシステムを導 入した場合のリース料月額10万4,500円掛ける3か月分になります。最後に、1 7節備品購入費149万6,000円は、先程の文化ホールと同様、サーモグラフィー カメラと三脚の購入費で感染症対策費としての購入となります。以上が生涯学習課とし ての補正をお願いするものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

それでは、これから質疑を行います。

まずは教育総務課所管の質疑を行いたいと思います。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

八木委員。

# 〇委員 (八木亮三委員)

歳入歳出両方ですけれども、この小、中学校費に先程の感染対策の学習保障支援事業費というのがあったと思うんですけれども、これは具体的にどういう、普通の学校の授業とどう違って、いつ、どういうふうにやるものか、説明をお願いします。

宮司課長。

#### 〇教育総務課長(宮司裕子君)

今回のような感染症によって学校が臨時休業になった場合とかも想定して、そのような場合も学習が確保されるために、オンライン授業ですとか、家庭学習をするための教材等の整備にも使えますし、また、感染症を予防するために消毒液を買ったりですとか、そういう衛生用品を購入する消耗品費、そういうものにも使える補助金になります。

### 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

### 〇委員 (八木亮三委員)

消毒とかそういうのじゃなくて、教材とか、もうちょっと購入予定になりそうなものっていうのが、少し具体的に何かあれば、ちょっとあまりイメージかよく湧かなくて。

### 〇委員長 (河野龍二委員)

宮司課長。

#### ○教育総務課長(宮司裕子君)

こちらが各校長先生の判断ということで、各学校の方で事業計画を出していただいて、 そちらを予算化させていただいております。その中で、今回は教材というよりは衛生用 品ですとか、3密を避けるための大型テレビを購入するですとか、そういうものが多く て、教材っていうのは今回の予算上は計上されておりません。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 内村委員。

# 〇委員 (内村博法委員)

歳入のところで6、7ページ、小学校費補助金で情報機器整備費補助金。中学もあるんですけど同じように。ちょっとその内容を、学校に何人ぐらいこのサポーターを入れられるのか。その辺りの説明をお願いします。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

宮司課長。

# 〇教育総務課長(宮司裕子君)

こちらの事業が、端末の設定とGIGAスクールサポーターの配置というのを一緒に 委託をするように計画をしておりまして、まだ実際に、業者から提案を受けるプロポー ザルでの入札になるものですから、何人っていうのはまだはっきり決まっておりません。 ただ、GIGAスクールの導入のために必要なサポートをしていただくような提案を今 後行うように予定をしております。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

## 〇委員 (内村博法委員)

その機器の保守とかそういうのも行うわけですか。当然、子どもたちに教えるってい うのもあるんでしょうけれども、機器の保守とかそういうのもやっていくわけですか。

### 〇委員長 (河野龍二委員)

宮司課長。

# 〇教育総務課長 (宮司裕子君)

今回のGIGAスクールサポーターにつきましては、機器の保守というものは行わないんですけれども、実際に端末が揃うのが2月ぐらいではないかっていうことでお話を伺っております。このGIGAスクールサポーターっていうのが、来年3月までの予定になっておりますので、そこから1か月程度で、実際に子どもたちが機械に触れるときにこのサポーターの方たちが実際に動けるかどうか、っていうのがちょっとまだ読めないところではあるんですけれども、機器を使って、子どもたちが実際に導入するときのマニュアルの作成とか、ルールの作成の助言とか指導、そういったものについてこのサポーター事業を利用しようっていうふうに考えております。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

## 〇委員 (内村博法委員)

個々の子どもたちに直接教えるというのではないわけですか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

宮司課長。

#### 〇教育総務課長(宮司裕子君)

まだ詳細がはっきり決まっていないものですから、実際に教えるかどうかっていうのまでは、まだ分からないんですけれども、実際は導入をするために、各学校と教育委員会に対してサポートをしていただくことが多いのではないかと考えております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

#### 〇委員(内村博法委員)

そのサポーターの名称っていうのは、GIGAスクールサポーターって言うんですか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

宮司課長。

### 〇教育総務課長(宮司裕子君)

この補助のメニューがGIGAスクールサポーターという名前になっております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

それでは生涯学習課も含めて質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。歳入歳出それぞれ構いません。

八木委員。

## 〇委員 (八木亮三委員)

電子図書館システムについてお伺いしたいんですけれども、先程の歳出10款6項3 目のところの御説明のときに17節の図書購入費。よく聞いてなくて聞き漏らしたんですけど、これが電子書籍になるんでしたかね。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

### 〇生涯学習課長(北野靖之君)

おっしゃるとおり1,420冊分の電子書籍の準備になります。

### 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

私もちょっと電子図書館システムってあんまり詳しくないんですけれども、ちょっと聞いたところによると、いわゆる自前で電子図書館というシステムを持つ図書館と、そういう電子図書館のシステムを持っている民間の企業とかのものを利用するタイプとあるようなことをちょっと聞いたんですが。電子書籍も購入するということは、長与町図書館で独自に電子図書館システムを持って、今後も電子書籍を追加購入すれば、それをどんどん増やせるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

#### 〇生涯学習課長(北野靖之君)

電子図書館サービスにつきましては、まず民間の企業の電子図書館サービスのシステムを入れて導入をします。電子書籍の購入につきましては、その中で買えるコンテンツ、本が決まっておりますので、それをこちらの方で選んで購入するという形になります。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

そうすると、こちらで購入した本しか読めない形と考えてよろしいんでしょうか。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

### 〇生涯学習課長(北野靖之君)

そのシステムを導入することによりまして、もちろん無料で読めるコンテンツもあります。それに追加をしまして、例えば人気のある本であったり、絵本であったり、そういうのは自分たちで購入をして準備をするという形になります。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

## 〇委員 (八木亮三委員)

先程の13節使用料で、導入費が77万円で、月々5万5,000円が4か月ということですけれども、そうすると、来年度以降はもうこの月々の分しか掛からないと考えてよろしいんでしょうか。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

# 〇生涯学習課長(北野靖之君)

はい、おっしゃるとおり、来年度からは月額の利用料だけになります。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

## 〇委員 (八木亮三委員)

これから導入されるものだと思うんで、ちょっと分からない部分もあるかもしれないんですけど、実際導入されたら利用者側はどうやって、どういう形で利用すればよろしいんでしょうか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

## 〇生涯学習課長(北野靖之君)

電子図書館を利用する場合、今の図書館と同じようにまず登録が必要になります。最低1回は、登録をするために申請を図書館に出していただくことになります。それから I Dカードっていうのを発行させていただいて、その自分のカードの番号を持って、今度からそれでログインをして、御自宅やどこでも利用ができるという形になります。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

これ読むのは、いわゆるタブレットとか自宅のパソコンとかでも読めるんでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長

#### 〇生涯学習課長(北野靖之君)

インターネット環境が整備できておれば、パソコンでもスマホでもタブレットでも読むことができます。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 金子委員。

## 〇委員(金子恵委員)

18、19ページの用地購入2,500万円の分でお聞きしますけれども、地図と配置図をいただいているので、できればこれの説明を先にしていただければと思います。

北野課長。

#### 〇生涯学習課長(北野靖之君)

提出資料につきまして説明をさせていただきます。2部あると思いますけれども、まず、カラーで印刷をしてある分につきまして説明をいたします。長与三彩窯跡用地購入位置図と書いてあるものですけれども、上の方の黄色の部分、80と書いているところ、これは番地になります。嬉里郷の80番地です。ここが宅地部分になります。宅地部分が合計で924.23平米です。この部分が2,200万円ということになります。そのほかの部分、山林部分と畑部分ということで色が2種類あると思います。この部分が物原っていう部分を含む山林部分です。この部分が合計で3,786平米あります。この部分が300万円ということになります。右下に大体の位置図をつけていますけれども、嬉里郷の80番地、御存じだと思いますけれども、この位置図になります。2枚目がそれの航空写真になります。今、このような状態ということです。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

金子委員。

#### 〇委員(金子恵委員)

今回、この部分を買うことによって長与三彩の窯跡が、以前も多分これ何度目かになるんでしょうけれども、発掘して、その後もし万が一あった場合、窯跡が確定したっていう場合、あとの利用はどういうふうにされるんでしょうか。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

#### 〇生涯学習課長(北野靖之君)

教育委員会としましては、まず、元々出ております長与皿山の窯跡に引き続き、今回、発掘調査をさせていただく長与三彩ですけれども、歴史的事実を後世に伝えるためにも、教育委員会としても保存が必要だと考えております。その保存方法ですけれども、将来的には長与町の、例えば生涯学習の拠点として体験学習ができるような場所であったり、作業ができるような場所として、施設として利用できればと考えております。長与三彩の素晴らしさとか、長与町のことを全国にPRできる、発信できる根拠にもなりますので、すぐすぐにはそういった設備は出来ないかもしれませんけれども、窯跡がもし発掘されれば、そういった将来的な構想を持っております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

金子委員。

# 〇委員(金子恵委員)

この部分の、大体今後の予定というか、考えていらっしゃることは分かりましたけれども、今、皿山というのが出てきましたけど、ここ、多分皿山の公園か何かの計画が以前からあったと思うんですが、その辺との兼ね合いというか、それはどういうふうな感じで今、進んでらっしゃるんでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

# 〇生涯学習課長(北野靖之君)

以前は、おっしゃるとおり長与皿山の窯跡が発掘されたときに、長与皿山窯跡保存整備基本構想というのが平成16年にできてるんですけれども、そのときの基本構想では、野外博物館とか屋内の博物館、また、体験工房などをここに整備してはどうかっていうことで、基本構想がありました。ただそのあとに、やっぱり予算的な問題ももちろんありますので、そういった基本計画というのがそのままストップした状態になっておりますから、ここも見直す必要があると思います。以前はそういった状況でございます。

### 〇委員長 (河野龍二委員)

金子委員。

### 〇委員(金子恵委員)

補正からはちょっとずれてくるのかもしれないんですけれども、今、この色づけされた宅地、山林、畑、この辺りを2,500万円で購入するということで、ここに長与三彩の跡地があれば、それなりに話も進んでいくんでしょうけれども、万が一、確実なものというのが無い場合、その皿山の構想というのが頓挫してしまう。となると、この65番、73番、68番の山林、この3か所が途中にあって、そして、その上に雑種地として3か所、長与町の町有地がありますけれども、結局は遊休資産になっていくということになり兼ねないんですけれども、こちらの扱いは今後、この皿山、長与三彩を含めて、今の段階でどうこうというのは、なかなかお答えは厳しいかもしれないですけれども、無かった場合のことっていうのも考えておかないと。やっぱり2,500万円というのは小さな数字ではないと思うので、そちらの方の考え方というのはどうでしょうか。

#### 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

#### 〇生涯学習課長(北野靖之君)

この65番、68番、73番、民間の方の所有地になってますが、今後もここにつきましては皿山の一部でありますので、購入につきまして協議をさせていただきたいと思っております。それから、もし出土されなかった場合、平成17年に発掘調査で既に長与三彩の欠片が発掘されて、その時点で成果が出ているということで報告書も作っております。そういった意味でも、ここが「周知の埋蔵文化財包蔵地」ということになっておりますので、それとして保存、管理を今後もしていきたいと考えております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 八木委員。

#### 〇委員 (八木亮三委員)

町民文化ホールの改修工事費についてお伺いしたいんですが、先程の体育施設予約管

理システムに関しては、結構年数が20年ちょっと経って、ちょうど今回、感染症対策 費みたいな形で使えるっていうことで、言ってみれば、この機会に改修しようみたいな 感じかなと思ったんですよ。この町民文化ホールのエアコンに関しても同じように老朽 化というか、改修が必要だったところに、そういうコロナ対策費が使えるということで、 やる内容は通常の改修なのか。それとも何かしらこれまでと違った、殺菌じゃないです が換気の機能をちょっと強化するとか、コロナ対策に実際に関連するような改修になる のか。ちょっとそれだけお聞かせください。

## 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

#### 〇生涯学習課長(北野靖之君)

文化ホールの空調機の改修の部分ですけれども、通常使ってる中で、経年劣化により不具合が生じておりまして、著しく機能が低下しておりました。また、異音が発生しておりますので、機能アップをするだけで、新しくコロナ関係でいろんな設備を加えようという意味ではなくて、今回、その改修で機能をアップさせようという改修をするんですけれども、それ自体は、今回の地方創生臨時交付金のメニューにありましたので、これを機会にさせていただこうと思っております。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 浦川委員。

#### 〇委員 (浦川圭一委員)

同じような質問なんですが、この体育施設予約管理システムとこの体育施設予約管理システムリース料というのが、朝方の財政課の審査の資料で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業という一覧表をいただいて、その中に書かれているんですよ。恐らく、この交付金の対象事業だろうなということで見ておるんですが、書き方なんでしょうけども、これ財源内訳を見ますと、予約管理システムの事業費も一般財源で全て書かれておるんですが、財源内訳を。そういう書き方になるんですか。18ページの財源内訳の中に780万8,000円ということで、先程の文化ホールの空調も同じなんでしょうけど、書き方として、こういうふうな書き方、全て一般財源ちゅうことで書くんですかねと思って。どうなんですか。

# 〇委員長 (河野龍二委員)

北野課長。

# 〇生涯学習課長(北野靖之君)

補正を要求するに当たって、一応、財政課の方から地方創生臨時交付金の対象になりますっていうことでまず聞いて、上げております。ここの表記についてですけれども、ちょっと私たちの方では何ともお答えができません。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで教育委員会所管の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で14時45分まで休憩いたします。

(休憩 14時33分~14時49分)

# 〇委員長 (河野龍二委員)

委員会を再開します。

時間があるのでお願いしたいと思ってたんですけども、いろんな対応をしないといけないという状況で、お忙しいみたいなんで、日程どおり次の委員会の審査に回したいと思いますんで、本日はこれで委員会を終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。 (閉会 14時49分)